令和7年度

事業概要

り

1.		
	(1) 設置目的	
	(2) 沿革	
	(3) 所在地及び施設内容	2
	(4) 組織、事務分掌及び当初予算	2
	(5) 企画調整(条例・規則・基本計画・審議会等)	
	(6) 国、他自治体及び関係団体との連携	- -
2.	消費者行政関係	
	(1) 消費生活相談	
	① 相談件数	9
	② 契約当事者	10
	③ 契約購入金額	
	④ 商品・サービス別相談件数	11
	⑤ 販売購入形態別相談件数	
	⑥ 苦情処理状況	13
	⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議	13
	(2) 消費者啓発	
	① 講座、講演会等実施状況	
	② お買物・くらしの川柳事業	15
	③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布	
	④ 情報コーナーの活用	
	⑤ 広報さかい掲載記事	
	⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール	
	⑦ その他の啓発活動	18
	(3) 地域・関係機関との連携	
	① 関係機関との連携	19
	② 福祉関係機関への情報提供	19
	(4) その他の事業	
	① くらしのサポーター制度	20
	② 物価調査	21
	③ 立入調査	22

3. 計量行政関係

(1) 事業概要	
体系図、事業実績	23
(2) 定期検査	
① 集合検査	24
② 所在場所検査	25
③ 定期検査に代わる計量士による検査	26
(3) 立入検査	
① 商品量目立入検査	27
② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査	28
(4) 普及啓発	
① 一日計量士	28
② 計量強調月間	28
③ くらしのサポーター量目調査結果	28
④ ホームページの整備	29
(5) 適正計量管理事業所	
① 名簿	30
(6) センター保有基準器及び検査設備等	
① 基準器	33
②	33

1. センターの概要

(1) 設置目的

高度情報通信社会の進展に伴う取引形態の複雑化・多様化やキャッシュレス決済の普及、高齢化の進行等、消費者を取り巻く社会環境の変化に伴い、インターネット関連のトラブルなど、様々な消費者問題が発生しています。

こうしたなか、国においては、平成21年9月に消費者庁を設立し、その後、国民の消費生活の 安定及び向上、消費者市民社会の形成に向けて、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法 律」、平成25年4月に「改正消費者安全法」、令和4年6月に「改正特定商取引法」の施行など、 消費者行政の司令塔としてさまざまな取り組みを進めています。

また、本市では、市民の安全で安心な消費生活の実現をめざして、平成22年4月に「堺市消費生活条例」を施行し、平成23年度からの5年間を計画期間として、消費者施策の基本的方向と内容を明らかにした「堺市消費者基本計画」を策定しました。平成28年2月には「消費者教育」を重点課題のひとつとして掲げた「第2期堺市消費者基本計画」を策定し、消費生活センターではこれまで、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

現在は、令和3年5月に策定した「第3期堺市消費者基本計画」に基づき、消費者の利益の擁護 及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的として、4つの基本目標の実 現に向けた取組を実施しています。

基本目標1 消費生活の安全・安心の確保

基本目標 2 消費者の自立支援

基本目標3 消費者被害の救済

基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応

(2) 沿革

① 消費生活関係

昭和48年6月20日 市民生活部消費経済課消費生活センター設置

昭和52年7月20日 市民部消費生活センター消費生活係

昭和60年4月1日 総務局市民部消費生活センター消費生活係

平成12年4月1日 市民環境局市民生活部消費生活センター(消費生活係廃止)

平成15年4月1日 市民人権局市民生活部消費生活センター

② 計量関係

昭和47年4月1日 経済部消費経済課計量係設置

昭和48年1月29日 政令第7号により特定市に指定

昭和 48 年 4 月 1 日 市民生活部消費経済課計量係

昭和52年7月20日 市民部消費生活センター計量係

昭和60年4月1日 総務局市民部消費生活センター計量係

平成12年4月1日 市民環境局市民生活部消費生活センター(計量係廃止)

平成15年4月1日 市民人権局市民生活部消費生活センター

(3) 所在地及び施設内容

名 称 堺市立消費生活センター

所 在 地 〒590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

T E L 072 (221) 7146 (相談) 他 2 回線含め、計 3 回線

072 (221) 6538 (計量)

072 (221) 7908 (事務)

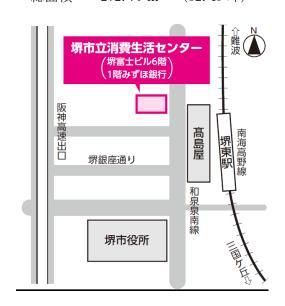
F A X 072 (221) 2796

電子メール syoseise@city.sakai.lg.jp

開所時間 平日(月~金曜日) 午前9時~午後5時15分

休 所 日 土・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

施設の規模 総面積 272.70 m² (82.49 坪)



(4) 組織、事務分掌及び当初予算(令和7年4月1日現在)

① 組織 市民人権局 市民生活部

消費生活センター 所長 1人

所長代理1人主幹1人主査1人副主査1人一般職員2人

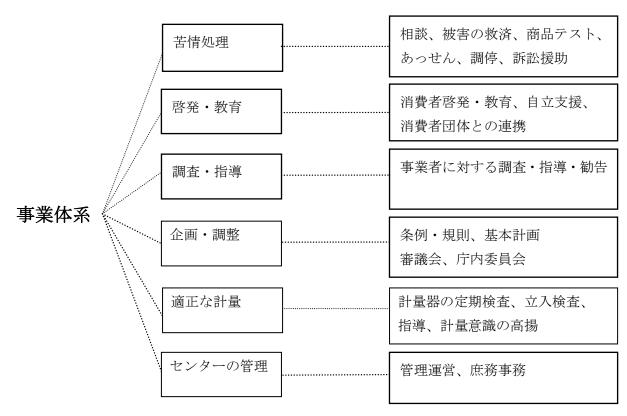
会計年度任用職員 11人(消費生活相談員 有資格者)

会計年度任用職員 2人(警察 OB)

会計年度任用職員 1人(事務補助) 計21人

② 事務分掌

- a消費者行政の企画調整に関すること。
- b消費生活に係る指導啓発に関すること。
- c消費生活に係る実態調査及び資料の収集に関すること。
- d消費生活に係る相談及び苦情の処理並びに商品テストに関すること。
- e消費生活審議会に関すること。
- f消費者団体の育成指導に関すること。
- g計量器の定期検査に関すること。
- h計量及び表示に係る立入検査並びにこれらの取締りに関すること。
- i計量管理の指導に関すること。
- j計量思想の普及に関すること。
- kその他消費者対策に関すること。



③ 当初予算(単位:千円)

事 業	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度		
消費者対策	75, 969	67, 031	61, 238	61, 328		
計量器検査	16, 289	12, 387	12,777	9, 403		
計	92, 258	79, 418	74, 015	70, 731		

(5) 企画調整

① 堺市消費生活条例

複雑・多様化する消費者問題に的確・迅速に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

本条例では、消費者の権利を明らかにし、その権利を尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本として施策に取り組むことを定めています。

平成 21 年 12 月 25 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成24年12月14日改正 平成25年4月1日改正施行(「訪問購入」等の取引に対応)

平成28年3月25日改正 平成28年4月1日改正施行

(消費者安全法の改正内容に対応 第11条の2~6を追加)

② 堺市消費生活条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成23年8月30日改正 同日改正施行

平成25年3月15日改正 平成25年4月1日改正施行

平成 26 年 9 月 25 日改正 同日改正施行

平成28年3月25日改正 平成28年4月1日改正施行(条例改正による規則第2条の修正)

③ 堺市消費者基本計画

堺市消費者基本計画は堺市消費生活条例第9条の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにすることを目的に策定するものです。

第1期計画期間 平成23年度~27年度(5年間)

第2期計画期間 平成28年度~令和2年度(")

第3期計画期間 令和3年度~令和7年度(")

第3期堺市消費者基本計画では、次の4つを基本目標として設定し、施策の具体化を図ります。

基本目標 1「消費生活の安全・安心の確保」

- (1) 危害等の防止
- (2) 表示等の適正化
- (3) 取引の適正化
- (4) 物価の安定

基本目標2「消費者の自立支援」

- (1) 消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】
- (2) 消費者団体への支援
- (3) 消費者意見の反映

基本目標 3「消費者被害の救済」

- (1) 苦情の処理
- (2) あっせん、調停
- (3) 訴訟の援助

基本目標4「経済社会の発展等に伴う環境変化への対応」

- (1) 高齢者等への支援
- (2) 高度情報通信社会の進展への対応
- (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進

④ 堺市消費生活審議会

平成22年4月1日の堺市消費生活条例の施行に伴い、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査・審議するため、堺市消費生活審議会が設置されました。

直近の 開催状況	開催日	主な議題
第 22 回	令和6年8月	・第3期堺市消費者基本計画 令和4.5年度施策実施状況について ・消費者安全確保地域協議会設置について ・消費者教育コーディネーター設置について ・第4期堺市消費者基本計画策定について

Unite to one of D A of the	1.4.	// m
苦情処理委員会案件	内容	結果
平成24年度あっせん案	祈とうカウンセリ	あっせんによる合意解決
件第1号	ングサービスの代	(第1回あっせん) 平成25年1月7日
(平成 24 年 12 月 14 日	金返還に関するあ	・申出者からの事情聴取
付託)	っせん事案	(期日間)
		・相手方から上申書提出
		・あっせん案の検討
		(第2回あっせん) 平成25年2月25日
		・合意書の締結
平成27年度あっせん案	学習教材の売買契	あっせんによる合意解決
件第1号	約、販売会社側信	(第 1 回あっせん)平成 27 年 12 月 25 日
(平成 27 年 11 月 24 日	販会社との個別信	・申出者からの事情聴取
付託)	用契約のあっせん	・販売会社破産による管財人(弁護士)からの通知(破
	事案	産手続き開始等の通知)
		・信販会社の欠席に伴う電話による事情聴取
		(結果)信販会社からの和解案による合意解決
		ただし、委員から解決内容に不本意である部分があ
		り、結果報告書にて詳細記述あり。
平成29年度あっせん案	FX のコンサルティ	平成 31 年 3 月
件第1号	ング委託契約の解	出席要請のプロセスにおいて、
(平成30年2月付託)	約返金に関するあ	一部返金の意思表示があり相談者側が同意したこと
	っせん事案	により事案解決済み。

⑤ 堺市消費者行政庁内委員会

本市における消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進するため、堺市消費者行政庁内委員会を平成21年6月1日に設置しました。消費生活条例に基づく施策の推進に関する事項、消費生活に係る消費者の利益の擁護及び増進の推進に関し、関係課と必要な事項を協議し、調整します。

(委員) 市民生活部長、消費生活センター所長、区政推進課長、環境共生課長、長寿支援課長、 障害施策推進課長、食品衛生課長、幼保運営課長、地域産業課長、農水産課長、建築都 市総務課長、上下水道局事業サービス課長、教育委員会教育課程課長

(開催数) 平成22年度2回、平成24年度1回

(6) 国、他自治体及び関係団体との連携

近年の消費者問題は、多様化、高度化、広域化の傾向にあり、また、電子商取引の拡大やそれに 伴った消費者トラブルの複雑化など、各自治体単独での十分な対応が困難な場合も多くなってい ます。

広く都市間に共通する問題を協議検討し、相互に効果的施策を実施できるよう、国及び他自治体 との連携を深めています。

【令和6年度 会議開催状況】

① 消費者行政関係

R6. 4. 23	オンライン参加	都道府県等消費者行政担当課長会議
R6. 5. 24	オンライン参加	全国消費生活センター所長会議
R6. 6. 11	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議(第 128 回)
R6. 6. 18	オンライン参加	大都市消費者行政担当部課長連絡会議
R6. 6. 27	オンライン参加	大阪府内消費生活センター連絡会議(管理部会)
R6. 9. 10	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議(第 129 回)
R6. 9. 26		近畿電気通信消費者支援連絡会(第 32 回)
R6. 11. 6	オンライン参加	消費者行政ブロック会議 近畿ブロック消費生活センター所長会議
R6. 11. 26 ~12. 20	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議(相談部会)
R6. 12. 10	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議(第130回)
R6. 12. 17	オンライン参加	PIO-NET 運営連絡会議
R7. 2. 3	オンライン参加	近畿電気通信消費者支援連絡会(第33回)
R7. 2. 18 ~3. 7	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議(普及啓発部会)
R7. 2. 21	文書会議	大阪府内消費生活センター連絡会議(相談部会)
R7. 3. 11	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議(第131回)
R7. 3. 11	オンライン参加	地域で防ごう消費者被害 大阪交流会 (第 11 回)

② その他団体関係

年間 11 回 (8 月除く)		大阪弁護士会との大阪府共同事例研究会	
R6. 6. 20		新聞公正取引協議会	
R6. 10. 18	オンライン参加	個人信用情報に関する消費者懇談会 (CRIN 協議会)	
R6. 11. 14		生命保険協会意見交換会	
R7. 2. 21	オンライン参加	全国消費者フォーラム(国民生活センター)	

③ 計量行政関係

~R6. 4. 22	文書会議	大阪府・特定市計量行政協議会会議
R6. 6. 19 ~7. 10	文書会議	指定都市計量行政協議会会議
R6. 7. 12		全国特定市計量行政協議会関西地区会議
R6. 11. 5 ~11. 21	文書会議	大阪府・特定市計量行政協議会実務担当者会議
R7. 1. 30		全国特定市計量行政協議会全国会議
R7. 2. 14	オンライン参加	全国計量行政会議

④ 計量団体関係

R6. 6. 14	郊外百貨店部会
R6. 11. 21	郊外百貨店部会

2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談

商品やサービスの契約トラブル(特に訪問販売や電話勧誘販売、通信販売事業者とのトラブル)や、製品事故や安全性を欠く製品被害などについて、消費者からの苦情や相談を受け、助言やあっせんによる解決を行っています。

① 相談件数

- ・令和6年度に消費生活センターに寄せられた相談総数は6,395件で、前年度より121件の増加となりました。
- ・相談件数は苦情相談が 5,871 件(約91.8%)、問合せ相談等が 524 件(約8.2%) ありました。
- ・相談方法別件数は来訪が 740 件、電話が 5,645 件、文書が 10 件で、電話が約 88.3%を占めました。

過去5年間の相談件数

※はコロナ感染症関連相談の件数(内数)

左连	令和	令和	令和	令和	令和
年度	6 年度	5 年度	4年度	3 年度	2 年度
全件数	6, 395	6, 274	6, 538	6, 715	7, 286
主件数			※ 175	※ 758	※ 690
(苦情件数)	5, 871	5, 775	5, 931	5, 925	6, 551
(百用件数)			※ 158	※ 473	※ 616
(明人.比粉な)	524	499	607	790	735
(問合せ件数等)			※ 17	※ 285	※ 74

② 契約当事者

- ・契約当事者の性別は、不明分を除き、男性 2,702 件(約 42.3%)、女性は 3,336 件(約 52.2%) でした。
- ・60 歳代、70 歳以上の相談件数では、全体に占める割合がそれぞれ約 15.9%、約 29.4%で、これらの年代は合わせて約 45.3%となっています。

契約当事者の年代別相談件数

年齢別		件	数	
14-120万月	令和6年度	構成比率	令和5年度	構成比率
20 歳未満	138	2.4 %	128	2.3 %
20 歳代	488	8.6 %	519	9.2 %
30 歳代	415	7.3 %	501	8.9 %
40 歳代	700	12.3 %	718	12.8 %
50 歳代	1, 061	18.6 %	1, 028	18.3 %
60 歳代	1,014	17.8 %	956	17.0 %
70 歳以上	1,878	33.0 %	1, 766	31.4 %
計	5, 694	100 %	5, 616	100 %
その他・不明	701		658	
計	6, 395		6, 274	

③ 契約購入金額

・契約購入金額別の相談件数は、50万円未満までの契約に関する相談件数が大半ですが、1千万を超える高額な商品・サービスに係る相談件数も多数発生しました。

契約購入金額別相談件数

※契約購入金額の不明な事案や契約購入に至っていない事案は表に記載していない。

契約・購入金額	件数			
天が・脾八並領	令和6年度	令和5年度	増減数	
1万円未満	809	757	52	
1万円以上~5万円未満	721	785	△64	
5万円以上~10万円未満	263	225	38	
10 万円以上~50 万円未満	603	592	11	
50 万円以上~100 万円未満	160	169	△9	
100 万円以上~500 万円未満	214	219	△5	
500 万円以上~1 千万円未満	30	36	△6	
1千万円以上~5千万円未満	42	43	$\triangle 1$	
5 千万円以上~1 億円未満	4	2	2	
1 億円以上	2	3	△1	

④ 商品・サービス別相談件数

化粧品等の定期購入に関する相談は減少したものの、不審なメールや架空請求に関する相談、携帯電話に関する相談、水回りや鍵等の修理サービスに関する相談、外壁や屋根工事等住宅に関する相談が大きな割合を占めています。

商品・サービス別の相談件数

	件 数		+ 数	
順位	商品・役務	6 年度	5 年度 (順位)	主な相談内容
1	商品一般	626	(1) 586	大手通信会社やネット通販会社、国の機関等をかたった請求メールに関する相談、身に覚えのないクレジットカードの利用請求や口座からの引落しに関する相談など商品を特定できない相談
2	役務その他	438	(2) 417	パソコンのウイルス対策などに関するトラブル相談
3	レンタル・ リース・貸借	340	(4) 305	解約退去時の敷金返還や修繕費用に関する相談など
4	健康食品	293	(5) 191	申し込んだ覚えのない健康食品の送り付けに関する相談、 健康食品摂取後の体調不良に関する相談など
5	化粧品	275	(3) 315	定期購入と思わずに結んだ契約の解約相談、商品使用後の 体調トラブルやその後の解約についての相談など
6	工事・建築・加工	208	(7) 167	修繕工事やリフォーム工事に係る高額請求や解約に関する 相談など
7	移動通信サービス	193	(8) 152	携帯電話の契約内容や携帯電話機本体の不具合に係るトラ ブルに関する相談など
8	他の教養・娯楽	157	(6) 170	出会い系サイトやオンラインゲームへの課金などの相談
9	他の金融関連 サービス	145	(12) 136	消費者金融・クレジットカード会社からのローン (借金) の整理など
10	医療	142	(10) 142	通い放題コースなどでの中途解約・精算に関する相談、倒 産した事業者の返金に関する相談など

[※]上記の商品・役務の名称は、全国の消費生活センター等で使用している「全国消費生活情報ネット ワーク」による登録商品名である。

⑤ 販売購入形態別相談件数

- ・販売購入形態別相談件数では、通信販売に関する相談が 2,261 件で最も多く、続いて店舗購入 に関する相談が 1,421 件、訪問販売が 615 件となっています。
- ・無店舗販売に係る相談を年代別で見ると、いずれの年代も通信販売がそれぞれ最も多く、70 歳以上の年代では他の年代に比べて訪問販売や電話勧誘販売が多くなっています。

販売購入形態別相談件数

販売購入形態			件数			
	双近蚺人心思	令和6年度	令和5年度	増減数	前年度比	
店舗	購入	1, 421	1, 535	△114	92.6	
	訪問販売	615	636	△21	96. 7	
	通信販売	2, 261	2, 346	△85	96. 4	
4111.	マルチ・マルチまがい取引	36	34	2	105. 9	
無店舗販売	電話勧誘販売	365	247	118	147.8	
販売	ネガティブ・オプション	10	9	1	111.1	
	訪問購入	62	51	11	121.6	
	その他無店舗販売	100	67	33	149. 3	
不明	・無関係	1, 525	1, 349	176	113. 04	

無店舗販売に係る相談の年代別件数

販売購入形態	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
訪問販売	11	42	37	55	76	81	256	57
通信販売	92	140	146	262	449	440	570	162
マルチ・マルチまがい取引	0	3	3	3	3	6	13	5
電話勧誘販売	2	36	23	53	59	42	104	46
ネカ゛ティフ゛・オフ゜ション	0	0	0	2	0	2	4	2
訪問購入	0	2	0	3	4	15	32	6
その他無店舗販売	2	9	8	15	11	12	25	18

⑥ 苦情処理状況

センターに寄せられる相談のうち、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるようにセンターが 間に入る「あっせん」の苦情処理状況は次のとおりです。

年	年 度 令和6年度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
あっせ	とん件数	1,082	1,061	1, 152	976
解	決	999	966	1, 051	872
不	調	83	95	101	104
あっせん	ん解決率	92.30%	91.00%	91. 20%	89. 30%

^{※「}あっせん」とは、単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立ち解決策を提示することなどにより解決することを表す。

⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議

堺市民の安全安心なくらしの実現をめざし、消費者トラブルなどの相談に的確に対応するため 警察署と消費生活センターの連携強化を図ることを目的として、平成 18 年度から開催していま す。

開催日	会議内容	開催場所
	・自動通話録音機無償貸与事業について報告(市民協働課、消費	
△fn c 左	生活センター)	堺市役所
令和6年	・鍵の駆け付けサービス等、修理レスキューサービス事業者にお	本館
	ける高額請求の事案についての情報共有と対策の検討	地下会議室
	・その他、警察と消費生活センターの連携について意見交換	

[※]表の数値は、苦情件数のみ(問合せや要望件数を含めない)。

(2) 消費者啓発

消費者を取り巻く消費生活環境は大きく変化しており、消費者が自立した主体として、自ら必要な知識や情報を修得・収集し、自主的かつ合理的に行動することが求められています。

このため、市民への啓発・教育や有益な情報を提供するための事業を実施しています。

① 講座、講演会等実施状況

開催日	名称(テーマ)	[団体名]及び講師	受講者(人)
R6. 4. 24		[ゼロワンネーブルハウス] 堺市消費者啓発員	25
R6. 6. 18	-	[桃山台校区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	20
R6. 6. 19		[笑和会] 堺市消費者啓発員	15
R6. 7. 17		[南第2地域包括支援センター] 堺市消費者啓発員	20
R6. 7. 24		[大仙西校区民生委員児童委員会] 消費生活センター職員	9
R6. 7. 31		[アンダンテ就労ステーション] 消費生活センター職員	10
R6. 8. 2		[美原区北校区福祉推進委員会] 堺市消費者啓発員	20
R6. 9. 10		[楽しもう会] 堺市消費者啓発員	15
R6. 9. 16	山光≇広	[久世校区福祉委員会] 消費生活センター職員	250
R6. 9. 20	出前講座 計 20回	[就労移行支援事業所ソース三国ヶ丘] 消費生活センター職員	18
R6. 9. 27	知って得する! 消費者トラブル	[大保地区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	21
R6. 10. 1	豆知識	[五箇荘東校区福祉委員会] 消費生活センター職員	20
R6. 10. 15		[大泉校区老人クラブ連合会] 堺市消費者啓発員	30
R6. 11. 15		[ゼロワンネーブルハウス] 堺市消費者啓発員	15
R7. 1. 10		[美原区校区福祉委員会真福寺地区] 堺市消費者啓発員	25
R7. 2. 4		[堺市西区民生委員児童委員協議会] 消費生活センター職員	120
R7. 2. 10		[上野芝校区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	45
R7. 2. 12		[上黒山老人会] 堺市消費者啓発員	20
R7. 3. 23		[堺区錦西校区 自治連合協議会・福祉委員会] 堺市消費者啓発員	30
R7. 3. 28	1	[地域活動支援センターくらすメイト] 消費生活センター職員	15
R6. 8. 30	出前講座	[堺自由の泉大学] 消費生活センター職員	200
R7. 3. 28	出前講座	[堺市消費生活協議会] 消費生活センター職員	45

② お買物・くらしの川柳事業 (平成28年度スタート)

消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に関する注意を呼びかけるものや、くらしの中でのお買物・サービスにまつわるエピソード・トラブル体験をテーマにした「お買物・くらしの川柳」を募集し、応募のあった 1,983 作品の中から、6 句の優秀作品を選出。入賞者には賞状を贈呈し、入賞作品は当センターの発行物への掲載利用や作品展示などに活用しています。

令和6年度 最優秀賞 『「おい、払え!」 こういう人は 追い払え』

優秀賞 『エエ話し エエことないで もうエエわ』

優秀賞 『気をつけろ 詐欺にも便利 SNS』

佳作 『「要りません」 断る勇気に 金メダル』

佳作 『誰やねん 推しから連絡 ありえへん』

佳作 『「初回無料」 次回はいくらか 疑おう』

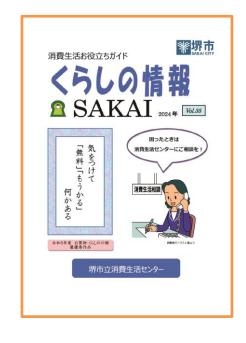
※投票総数:1,640件

③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布

a「くらしの情報 SAKAI」Vol.35 A5版41頁

消費生活における代表的なトラブル事例や、 クーリング・オフの説明、消費者関連法規の 改正など、最近の消費者行政の動き等を掲載 した啓発冊子。

出前講座をはじめ啓発機会をとらえて広く 市民に配布しました。



B 教材用 DVD 購入·貸出·配布

市立高等学校における家庭科の授業用教材として、金融教育ボードゲームを購入し配布しました。

C デジタル教材・配布

若年層からの消費生活について関心を高め、自立した消費者の育成を図るため、中学校の家 庭科の授業で活用できる消費者教育用教材を市立中学校に配付しました。

・「中学生のかしこい消費生活 GO!GO!」

中学生も消費者であり日々契約をしていることやお金の管理に関すること、若者がトラブルにあいやすいネットトラブルなどの事例をもとに、注意すべきポイントを解説。学校の授業での活用、家庭で共有することでトラブル解決を図ります。

D 冊子購入・配布

幼児期の頃から消費者力を身に付けるため、小学校入学前の 5 歳児の保護者を対象に各園 へ配付しました。

• 「大切にしよう お金ともの」

「お金の便利さとともに、身近なお金の流れを学ぶ」「代表的な生活シーンを例に、お金や物を大切にする重要性を学ぶ」「おこづかいを上手に使う具体策を学ぶ」の3つの構成で子どもと大人が一緒に学べる冊子。

④ 情報コーナーの活用

センターの情報コーナーでは、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌の閲覧、暮らしに役立 つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やポスターの掲示等を行っています。また、図書やビデ オ、DVD の貸出を行っています。

区役所の市政情報コーナーや公民館でも、チラシ、パンフレットの配架を行っています。

⑤ 広報さかい掲載記事

センターに寄せられる苦情相談や全国的な消費者被害の傾向をもとに、被害事例を紹介し、未 然防止のためのアドバイスを掲載、また、消費生活センターの啓発事業を案内しています。

月	主な掲載内容
4月号	・相談事例「賃貸住宅 退去時のトラブルにご注意を」
5月号	・相談事例「低価格のエアコン清掃に注意」
6月号	・相談事例「急増中 有名人をかたる投資詐欺」
0月亏	・お買物・くらしの川柳を募集
7月号	・相談事例「ネット検索で見つけたロードサービスとのトラブルが急増」
8月号	・相談事例「子どものオンラインゲーム無断課金に注意」
9月号	・相談事例「詐欺電話が増えています 知らない国際電話番号に注意」
10 月号	・相談事例「ネット通販に潜むトラブル」
11 月号	・相談事例「1回だけじゃなかった 定期購入の落とし穴」
11 万 万	・あなたが選ぶ お買物・くらしの川柳
12月号	・相談事例「フィッシング詐欺にご注意」
12 万 万	・堺発!安全安心うまいもの市
1月号	・相談事例「住宅の点検商法にご注意」
2月号	・相談事例「高齢の方を狙う悪質業者にご注意」
2 / 7 / 9	・お買物 ・くらしの川柳 入賞作品が決定
3月号	・相談事例「賃貸住宅の入退去の際はご注意を」

⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール

急増する特殊詐欺(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)から市民の財産を守るため、市内警察署と連携して、堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール(以下、「電話パトロール」という。)を平成29年2月1日から実施しています。(架電による注意喚起)

a 実施方法

これまで特殊詐欺等のトラブルに遭遇し、消費生活センターへ相談された市民に対して、消費生活センター職員が電話を架け、特殊詐欺の現状を説明するとともに、被害に遭わないよう防止方法について伝達します。

なお、被害を受けているとわかった場合は、ご本人に、お住まいを管轄する各警察署生活安全課防犯係へ通報するよう促します。

B 対象者

これまで消費生活センターに相談された市民

c 事前講習

架電による注意喚起を実施する前に、特殊詐欺に関して警察より事前に講習を受け、特殊詐 欺の現状や被害防止方法について知識を得ることにより、効果的な注意喚起を行っています。

D 電話で通知される発信者番号 072-221-7146

⑦ その他の啓発活動 (くらしのサポーターと協働による)

開催日	事 業 名	内容[開催場所]
R6. 5. 7~ 5. 13	消費者月間啓発パネル展	テーマ 「デジタル時代に求められる消費者力とは」 [堺市役所高層館1階ロビー]
R6. 5. 12	東区民まつり啓発活動	
R6. 10. 27	中区区民フェスタ啓発活動	
R6. 11. 2	北区交流まつり啓発活動	 啓発チラシ・グッズの配布
R6. 11. 3	みはら区民まつり啓発活動	
R6. 11. 10	南区ふれあいまつり啓発活動	
R6. 11. 17	堺区ふれあいまつり啓発活動	

※消費者月間とは

昭和43年5月30日に、消費者利益の擁護を図ることを目的として「消費者保護基本法(現在の消費者基本法)」が制定された。その後昭和53年に、経済企画庁(現在の内閣府)が、この日に同法が制定されたことにちなんで、毎年5月30日は「消費者の日」とした。さらに昭和63年に同法制定20周年を記念し、5月は「消費者月間」とした。現在では、消費者月間には消費者庁の統一テーマをPRし、全国で消費生活に関する各種行事が実施されている。

(3) 地域・関係機関との連携

高齢化等を背景として、消費者被害に遭う可能性の高い「見守りを必要とする方」が増加している中、地域での見守り活動を通じて、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが重要となっています。

また、消費者の多様化、デジタル化等を背景に、消費者の自立支援を目的とし、幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育・啓発を、学校・地域社会・家庭・職域が連携・協働して実施することが求められています。

このため、市内の地域組織や福祉関係機関、教育機関等と、消費者被害予防・相談・解決に向け連携を図っています。

① 関係機関との連携 (会議等への参加)

開催日	会議名/テーマ	対象機関
R6. 5. 27	市立中学校家庭科部会/消費生活センターPR・事例紹介	教育
R6. 9. 7∼	市立こども園保護者会(8 園)/消費生活センターPR・事例紹介	福祉
R7. 2. 15		
R6. 10. 16	堺市青少年指導員連絡協議会役員会/消費生活センターPR・事例紹介	教育
R6. 11. 1	東区権利擁護研修会/消費者被害について学ぶ	高齢
R6. 11. 9	コープフェスタin大泉緑地 2024/計量ゲームや啓発	_
R6. 12. 8	PTA 協議会評議会/消費生活センターPR・事例紹介	教育
R6. 12. 26	北区高齢者関係者会議/消費生活センターPR・事例紹介	高齢
R7. 1. 9	堺区見守りミーティング/高齢者をとりまく消費者被害について	高齢
R7. 1. 21	堺市青少年指導員連絡協議会中央研修会/消費生活センターPR・事例紹介	教育
R7. 2. 20	東区高齢者関係者会議/消費生活センターPR・事例紹介	高齢
R7. 3. 21	南区権利擁護部会/「地域で消費者トラブルから高齢者を守ろう」	高齢

② 福祉関係機関への情報提供(消費生活センター定期便の発行)

発行日	主なテーマ
R6. 4	不審な SMS、メール
R6. 5	消費者月間 PR/低価格エアコン清掃
R6. 6	「お買物・くらしの川柳」募集 PR/屋根や外壁の点検商法
R6. 7	もふもふプッシュにご用心/無人スポーツジムのトラブル
R6.8	新紙幣発行に伴うトラブル/夏休み 規制の際は大切な家族の見守りを
R6. 9	備蓄について考えよう/駆けつけ・レスキューサービスのトラブル(種類編)
R6. 10	○○Pay で返金します詐欺に注意/駆けつけ・レスキューサービスのトラブル(事例編)
R6. 11	計量月間 PR/駆けつけ・レスキューサービスのトラブル (トラブル予防編)

(4) その他の事業

① くらしのサポーター制度

消費生活に関する実態調査、市民の意見の把握等を組織的かつ継続的に実施し、それらを積極的に市政に反映させるとともに、消費者に対する啓発活動を市民と協働で推進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、くらしのサポーター(以下、「サポーター」という。)を置いています。

a 人数

本市の区域内に居住する 20 歳以上の者 60 人以内

b 依頼期間

サポーターへの依頼期間は、依頼の日から当該年度の3月31日まで

c 業務内容

- ○日常生活における商品及び役務の価格、量目等についての調査結果を随時報告すること (物価調査及び報告)
 - ・年間4回(5月、8月、11月、2月)、23品目を調査 (ただし、灯油は11月、2月での調査とする)
 - ・調査日 対象月の1日
 - ・調査対象店舗 サポーターが居住する校区内の一般小売店舗 (スーパー含む)
 - ・調査方法 23 品目の消費税を含んだ価格を調査し、調査結果を 10 日までに消費生活センターへ報告する。
 - ・調査結果 P21「生活関連物資物価調査結果」を参照

○商品量目調査および報告

内容量が表記されている商品の内容量が表記どおりであるかの調査を行うこと

- ·調査日 11月14日
- •調査方法

くらしのサポーターが持参した商品(3品程度)の総量(皆掛量)を計量し、開封して 風袋量を計量する。総量から風袋量を減じた実量と内容量を比較する。

- ・調査結果 P28~29「くらしのサポーター量目調査結果」を参照
- ○市が行う啓発活動等に参加すること
 - ・P18「その他の啓発活動」を参照

② 物価調査

生活関連物資物価調査結果

堺市の主要品目の価格の動き(令和6年度)

(単位 : 円)

	実施時期	平	均	価	格
品目	規格容量	5 月	8月	11月	2月
砂糖	上白糖 1 kg	254	249	251	256
食用油	1 kg	408	401	400	420
マヨネーズ	350g	306	311	306	309
マーガリン	300g	265	246	264	268
小麦粉	薄力粉 1 kg	286	297	295	324
しょう油	10	271	272	273	275
食パン	角型1斤	180	181	175	185
牛乳	10	254	249	253	250
牛肉	国産ロース肉(薄切り)100g	695	711	673	709
豚肉	国産ロース肉(薄切り)100g	262	280	284	264
鶏肉	国産もも肉(骨なし)100g	135	131	131	133
鶏卵	10個入1パック	252	245	260	261
キャベツ	1玉	328	173	292	412
ほうれん草	1 束	174	207	205	195
大根	1本	286	177	240	222
きゅうり	1本	65	73	83	80
米	国内産精米コシヒカリ 5 kg	2, 290	2, 783	3, 746	4, 238
洗濯用洗剤	液体洗剤(本体)1本	463	466	520	509
台所用洗剤	中性洗剤(本体)1本	169	177	186	172
ティッシュペーパー	5 箱	386	385	375	372
トイレットペーパー	12 ロール(シングル)	501	502	501	518
ガソリン	10	170	170	170	179
灯油	180			1, 950	2, 156

[※]堺市全域のバランスを図りながらくらしのサポーター (60 人) を設け、市民の消費生活に大きな 影響を与える「物価」の動向調査を行っています。

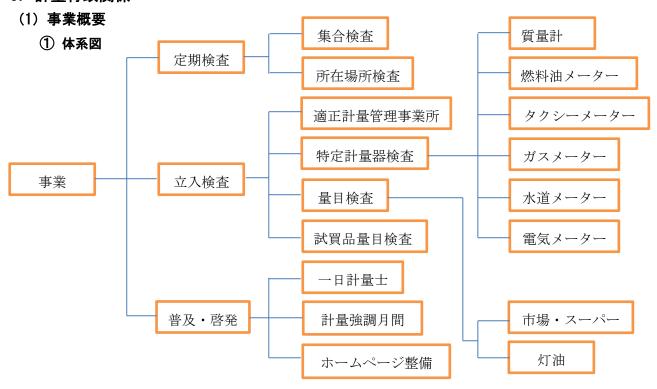
[※]調査結果は、ホームページにも掲載しています。

③ 立入調査

大阪版地方分権の推進により、平成 10 年度から大阪府より移譲され、第 2 次一括法改正により、平成 24 年度から自治事務化となり以下の立入検査等を実施しました。

			令和 6 年度	: :	2	令和 5 年 原	Ŧ
事業名	根 拠 法 令	立 入店舗数	調査件数	違	立 入店舗数	調 査件数	違 反 件 数
家庭用品の品質 表示に係る指 示・調査事務	家庭用品品質表示法	11	15, 233	0	13	21, 282	0
特定の消費生活 用製品の危害防 止に係る調査事 務	消費生活用製品安全法	立 入 店舗数 7	検 査 機種数 19	違 反 機種数 0	立 入 店舗数 6	検 査 機種数 15	違 反 機種数 0
ガス用品販売事業場の立入検査	ガス事業法	4	8	0	1	2	0
電気用品規格の 立入検査	電気用品安全法	8	113	0	11	106	0
液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 係る調査事務	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律	1	2	0	1	2	0

3. 計量行政関係



② 事業実績(実施月)

	7 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /													
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計量器	集合検査							*	*					偶数年度に実施
検査	所在場所検査							*	*	*	*			奇数年度に実施
	事前調査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	計量器立入検査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
監視・	適正計量管理	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
取締り	事業所指導													
	量目検査				*					*				
	計量器・量目表記	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	監視取締り													
	試買品検査					*				*				
普及•	一日計量士								*					11/1 計量記念日
啓発	計量強調月間								*					
	ホームページ整備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

(2) 定期検査(計量法)

取引や証明で計量器を使用する事業者は、計量器を定期(2年に1回)に、都道府県知事や 特定市町村長が行う検査(計量器の構造、精度や能力のチェック)を受けなければなりません。 事業者は、器差など不合格と判定された計量器を使用することはできません。

① 集合検査 (偶数年度に実施)

学校等を検査会場とし、事業者が持参した計量器を検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	平成 30 年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
期間	10/2~11/18	10/2~11/18	10/3~11/27	10/1~11/6
日数	27	26	26	25
受検戸数	575	585	598	748

器種別検査実績

年度	平成 3	0 年度	令和 2	2年度	令和 4	1年度	令和 6	年度
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	13		11		11		8	
不比等皿	11		12		7		5	
不比等台	29		26		27		24	
その他の手動はかり							0	
ばね式はかり	302	3	263	1	238	1	320	1
光電式はかり	1							
電気抵抗線式	495	20	451	12				
誘電式はかり	110		135		※ 788	※ 17	※ 871	※ 16
電磁式はかり	95	1	119	1				
その他電気式								
手動指示併用はかり	33		28		21	1	13	0
その他の指示はかり							17	0
小計	1, 089	24	1, 045	14	1,092	19	1258	17
分銅	280		235		200		130	0
定量おもり							0	0
定量増おもり	200		190		170		145	0
小計	480	0	425	0	370	0	275	0
合計	1, 569	24	1, 470	14	1, 462	19	1533	17

※電気式はかりとして統合

② 所在場所検査(奇数年度に実施)

トラックスケール等の据え付け型の計量器、設置環境の精度が求められて運搬が困難な計量器など、持ち運びできない計量器を現地で検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	平成 29 年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
期間	10/23~1/31	10/16~2/26	10/7~2/16	10/5~1/24
日数	30	26	35	31
受検戸数	56	55	56	63

器種別検査実績

年度	平成 2	9年度	令和え	元年度	令和:	3 年度	令和 :	5 年度
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿								
不比等皿								
不比等台				11			9	
その他の手動はかり	19		15					
ばね式はかり	2		5	3			4	
光電式はかり								
電気抵抗線式	92	3	113	158	4	1		※ 5
誘電式はかり	2		2	2			※ 179	
電磁式はかり	9		10	6				
その他電気式								
手動指示併用はかり								
その他の指示はかり	1		1	1				
小計	125	3	146	181	4	1	192	5
分銅								
定量おもり								
定量増おもり	65		55	46			36	
小計	65		55	46			36	
合計	190	3	201	227	4	1	228	5

※電気式はかりとして統合

③ 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)

自治体が実施する定期検査を受ける代わりに、民間の計量士が計量器の精度確認をする検査方法のことをいいます。

代検査実施状況 (堺市への届出計量士 43 人)

年度	令和:	3年度	令和 4	1年度	令和 5	5 年度	令和(6年度
受検戸数		233		229		216	225	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	1		2		1		2	
不比等皿								
不比等台								
その他の手動はかり	26	1	33		18		14	
ばね式はかり	74		177		74		133	2
光電式はかり								
電気抵抗線式	958	2	1, 328	8	1, 026	5	1164	6
誘電式はかり	29	1	51		25		60	1
電磁式はかり	65		77		42		50	
その他電気式								
手動指示併用はかり	2		25		2		0	
その他の指示はかり							3	
小計	1, 155	4	1, 693	8	1, 188		1426	9
分銅	21		10		21		10	
定量おもり								
定量増おもり	123		124	1	97	0	75	3
小計	144	0	134	1	118		85	3
合計	1, 299	4	1, 827	9	1, 306	5	1511	12

(3) 立入検査

スーパーや販売店等の事業所で使用する計量器の使用方法や、販売している商品の量目、またその表示について不適正がないか、現地にて抜き打ち検査を実施しています。

① 商品量目立入検査

a 全国一斉商品量目商品量目立入検査

	立入店舗数	立入店舗数 実働日数		実施期間	
中元期	18	10 日間	20 人	令和6年7月1日~7月16日	
歳末期	18	10 日間	20 人	令和6年12月2日~12月13日	
計	36	20 日間	40 人		

【検査結果】

D											
年度	検査戸数	不適正戸数	検査件数	不適正	E件数	不適正率(%)					
十段	快宜尸剱	小週上尸剱	快宜什奴	超過	不足	超過	不足				
30	222 (57)	16 (9)	3, 110	12	49	0.4	1. 6				
元	303 (59)	18 (5)	3, 313	2	45	0.1	1. 4				
2	_	_			_	_					
3	103 (20)	0(0)	1, 107	0	5	0	0. 5				
4	170 (38)	2(2)	2,009	2	3	0.1	0. 1				
5	186 (39)	4(3)	2,063	0	8	0	0.4				
6	171 (36)	4(4)	1, 741	3	7	0.2	0.4				

^{※()}内の数字は実数

b 内容量表記商品試買検査

量目実態の把握が困難な内容量表記商品について、事業所内で同一商品3個から5個の皆掛量 (総量)の計量を行い、最も皆掛量の軽い商品1点を購入して風袋量と内容量を検査しています。

実施期間 令和6年8月9日、令和6年10月23日

実働2日間 延人数4人

検査場所 消費生活センター会議室

商品数及び購入金額 29 品目 (142 個) を計量、 購入金額 9,855 円

【検査成績】

	検査戸数	不適正	三件数	不適正率		
		超過	不足	超過	不足	
	16(2)	6	0	4.2%	0.0%	

※()内の数字は実数

	商品の分類						検査	成績		
大分類	中分類	総重量 (g)	総金額(円)	調査件数	10%(正 基準)以 過の件数	人上の超	適正計量 (量目2 商品を含	公差内の	量目公差 た不足の	
<i>>></i>					件数	%	件数	%	件数	%
食	1 食肉	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
肉類	2 食肉加工品	2, 385	4, 391	14	4	28.6	10	71. 4	0	0.0
魚介類	3 魚介類加工品	686	3, 428	12	1	8. 3	11	91. 7	0	0.0
野菜	4 野菜	2, 434	4, 648	19	1	5.3	18	94. 7	0	0.0
5 農	是産物の漬物									
果	6 果物	495	1, 115	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
物	7 果物の加工品	753	2, 209	7	0	0.0	7	100.0	0	0.0
調	8つくだに	93	228	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
理食品	9 その他の調理 食品	555	753	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
10 3	茶類	1, 307	5, 011	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
11 3	菓子類	1,460	2, 757	17	0	0.0	17	100.0	0	0.0
	製類(豆類及び 粉類)の加工品	1, 685	1, 530	5	2	40.0	3	60. 0	0	0.0
13 8	めん類	2, 906	2, 142	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
14	調味料類	80	378	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
15	その他の食品	1, 492	3, 276	15	1	6. 7	14	93. 3	0	0.0
	合計	16, 331	31, 866	118	9	7. 6	109	92.4	0	0.0

④ ホームページの整備

市民向けの計量に関する啓発内容を充実させ、X (旧 Twitter) 等の SNS を活用し、市民生活に直結する情報を発信しています。

(5) 適正計量管理事業所

計量法では、事業所による自主的な計量管理を推進する観点から、国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われている事業者について、国や都道府県知事が基準に基づいて認めた事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。

① 名簿 堺市内大阪府知事指定事業所(令和7年4月1日現在)

事業所名	所在地	事業所数
製造業		18
㈱三宝化学研究所 堺工場	堺市堺区神南辺町 1-31	1
㈱シキボウ堺	堺市西区築港浜寺西町 11	1
堺アルミ㈱	堺市堺区海山町 6-224	1
日本製鉄㈱関西製鉄所(大阪地区(堺))	堺市堺区築港八幡町1	1
日鉄鋼板㈱パネル建材製造所(堺地区)	堺市堺区出島西町 2	1
セッツ㈱ 本社事業所	堺市西区築港新町 1-5-10	1
三菱商事ライフサイエンス(株) 堺工場	堺市堺区神南辺町 5-152	1
日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所(阪神地区(堺))	堺市西区石津西町 5	1
日清オイリオグループ㈱ 堺工場	堺市西区築港新町 3-37	1
前田製菓㈱	堺市堺区協和町 5-480	1
三菱マテリアル(㈱) 堺工場	堺市西区築港新町 3-1-9	1
三菱マテリアル(㈱) 三宝製作所	堺市堺区三宝町 8-374	1
ライオン㈱ 大阪工場	堺市西区築港新町 2-13	1
大阪衛生材料協同組合		1
㈱ニチエイ	堺市南区原山台 5-11-2	
印刷インキ工業会関西支部計量自治管理会		2
三星インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 1-103	
東南インキ㈱	堺市西区浜寺船尾町東 4-32-2	
関西医薬品協会		2
ステラケミファ㈱ 三宝工場	堺市堺区海山町 7-227	
森田化学工業㈱ 堺事業所	堺市西区築港新町 3-27	
医療業		1
(独) 労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曽根町 1179-3	1

百貨店		3
㈱髙島屋		2
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59	
泉北店	堺市南区茶山台 1-3-1	
㈱京阪百貨店		1
無印良品イオンモール堺北花田店	堺市北区東浅香山町 40-1-12	
スーパーマーケット		22
イズミヤ・阪急オアシス(株)		6
阪和堺店	堺市堺区田出井町 1-1-100	
原山台店	堺市南区原山台 5-8-9	
泉北店	堺市中区小阪 270	
向ヶ丘店	堺市西区津久野町 1-12-1	
中百舌鳥店	堺市北区中百舌鳥町 5-805-2	
堺市駅前店	堺市北区北長尾町 1-6-9	
㈱近商ストア		3
植塚台店	堺市南区晴美台 3-13-1	
東湊店	堺市堺区春日通 1-5	
大小路店	堺市堺区市之町東 1-1-7	
イオンリテール㈱西日本カンパニー		1
イオン堺北花田店	堺市北区東浅香山町 4-1-12	
㈱ライフコーポレーション		10
北野田店	堺市東区北野田 15-1	
初芝店	堺市東区日置荘西町 1-11-1	
城山台店	堺市南区城山台 2-2-14	
百舌鳥店	堺市北区百舌鳥赤畑町 2-91-1	
福泉店	堺市西区上 444-1	
大仙店	堺市堺区大仙西町 6-184-1	
なかもず店	堺市北区長曽根町 3081-17	
石津店	堺市堺区石津北町 90-1	
堺駅前店	堺市堺区戎島町 2-62-7	
堺プロセスセンター	堺市堺区築港八幡町 105-1	
㈱関西スーパーマーケット		2
萬崎菱木店	堺市西区菱木 1-2233-4	
しんかな店	堺市北区新金岡町 5-1-1	
運輸業		105
日本郵便㈱	東京都千代田区大手町 2-3-1	103
日本通運㈱		2
大阪支店ロジスティクス部堺事業所ロジスティクスセンター	堺市堺区築港八幡町 1-17	

② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査

市民から計量器のトラブルについての苦情を受け付けした場合に、現地へ行き立入検査を実施します。

器種	検査日	検査場所	検査結果
水道メーター	平成 26 年 9 月 17 日	大阪府計量検定所	合格
燃料油メーター	平成 27 年 1 月 20 日	苦情のあった特定計量器	合格
(灯油用)		の設置場所	口作
子メーター	令和2年3月11日	苦情のあった特定計量器	有効期限切れ
(電気・水道)		の設置場所	取替指示

※平成26年度 大阪府計量検定所検定課(検定第二)の協力を得て実施しました

※平成 27~30 年度 実績なし

※令和 2~6 年度 実績なし

(4) 普及啓発

一般消費者に対する計量思想の啓発、日常生活における計量意識の普及、高揚を促進するため、次のことを行っています。

① 一日計量士

11月1日(計量記念日)の行事として、消費者団体の代表者などの消費者が計量士の役割を体験し、商品の量目及び表記等の検査をする必要性をPRしています。

なお、実施店内において消費者向けパンフレット「計量のしおり」を配布しています。

実施日 令和6年11月11日 場 所 ライフ 初芝店

② 計量強調月間

11 月に計量強調月間行事として、市役所及び区役所にて計量のポスターを掲示やデジタルサイネージ等を利用しての情報発信を行っています。

③ くらしのサポーター量目調査結果

くらしのサポーターの試買した商品を、その風袋を除いて内容量を面前で計量し、量目表示の 適正について調査をしています。

風袋(ふうたい): 販売されるパック商品のトレーやラップなどの包装、ワサビやタレなどの 薬味、添え物等のことで、商品の内容量には含まれません。

調査日 令和6年11月14日(参加者39人)

シャープ大阪事業所	堺市堺区匠町1	
計量証明事業		29
大阪府計量証明協同組合	大阪市大正区泉尾 1-18-20	7
大阪府計量自治会	東大阪市長堂 2-17-6	22
小売業		97
大阪府主要食糧計量自治会	堺市堺区北瓦町 1-2-16	28
大阪府石油協同組合	大阪市北区南森町 1-4-19	69
計		275

(6) センター保有基準器及び検査設備等

① 基準器

定期検査をはじめ計量器の検査を行う時に基準として使用されるものが基準器です。

種類	型式または能力	数量	備考
特級基準分銅	5kg~10g	1 組	
一級基準分銅	10kg∼1mg, 2kg∼1mg	各1組	
液体メーター用基準タンク	10L	1 個	

② 検査設備等

定期検査や立入検査を行う時に使用される分銅・はかり等が検査設備です。

種類	型式または能力	数量	備考
定盤		4 個	大 3 ・小 1
ひょう架付定盤		2 個	
実用基準分銅 (枕型)	10kg	100 個	ステンレス
II.	5kg	3 個	ステンレス
実用基準分銅 (枕型環付)	20kg	5 個	鋳鉄
II .	10kg	1 個	鋳鉄
11	5kg	2 個	鋳鉄1 ステンレス1
II .	2kg	2 個	鋳鉄1 ステンレス1
11	1kg	2 個	鋳鉄1 ステンレス1
実用基準分銅 (天秤用)	5kg セット	1 組	
実用基準分銅(増おもり型)	5kg セット	3 組	
11	10kg セット	2 組	
板状分銅	500mg~10mg	1 組	感量検査用
音叉式はかり	6000g/1g(0.1g)	1 台	量目立入検査用
電磁式はかり	3000g/0.1g	1 台	JJ
音叉式はかり (質量比較器)	21kg/0.05g	1 台	
II .	6100g/10mg(1mg)	1 台	
電磁式はかり(質量比較器)	204g/0.1mg	1 台	
水準器		2 個	

堺市立消費生活センター

堺市堺区北瓦町 2-4-16 堺富士ビル 6 階 電話 072-221-7908 FAX 072-221-2796 HP https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/shohi/index.html

